

# 独立行政法人労働者健康安全機構 福島労災病院 面会規程

## (目的)

第1条 本規程は、独立行政法人労働者健康安全機構福島労災病院における入院患者への面会について必要な事項を定め、入院患者の精神的安定、治療意欲および身体機能の向上を図るとともに、患者および院内の安全を確保することを目的とする。

## (面会時間)

第2条 面会時間は原則として、毎日 15 時 00 分 ～ 19 時 00 分で 30 分を上限とする。

2 診療、看護ケアその他の事情により、病棟スタッフの判断で面会時間を調整することができる。

## (面会人数および回数)

第3条 面会人数および回数は次の条件とする。ただし、医師または病棟スタッフが必要と判断した場合はこの限りではない。

(1) 面会人数は、1 患者につき 1 回 2 名程度とする。

(2) 面会回数は、原則として面会者 1 名につき 1 日 1 回までとする。

## (面会制限)

第4条 次のいずれかに該当する場合、当院は面会を制限することができる。

(1) 患者の感染症、手術前後、症状または病状等により、医療上面会が適当でないと医師または病棟スタッフが判断した場合

(2) 患者本人または家族が面会を希望しない場合

(3) 面会者が病気に感染しやすい年齢（原則 12 歳以下）の場合

(4) 面会者に風邪症状（37.5℃以上の発熱、咳等）、感染性胃腸炎症状（下痢、嘔吐等）がある場合

(5) 面会者が感染症に罹患している場合

(6) 同居家族が感染症に罹患している場合

(7) その他、病院職員が面会を制限する必要があると判断した場合

## (面会受付場所)

第5条 面会受付場所は原則として次の場所とする。

(1) 平日 15 時 00 分 ～ 17 時 00 分：総合案内

(2) 平日 17 時 00 分 ～ 19 時 00 分：事務当直室

(3) 土日祝日 15 時 00 分 ～ 19 時 00 分：事務当直室

2 緊急時に前項以外の時間帯で面会する場合の面会受付場所は次の場所とする。

- (1) 平日 8 時 15 分 ～ 15 時 00 分：総合案内
- (2) 平日 19 時 00 分 ～ 8 時 15 分：事務当直室
- (3) 土日祝日 終日：事務当直室

(面会場所)

第 6 条 面会場所は原則として次の場所とする。

- (1) デイルーム
- (2) 個室の病室
- (3) 患者の病状等によりその他の病室

(面会手順)

第 7 条 面会は次の手順にて行うものとする。

- (1) 面会者は、総合案内または事務当直室にて受付用紙を記入する。
  - (2) 面会者は、総合案内スタッフまたは事務当直者から面会者用名札を受け取り、首から下げて病棟に向かう。
  - (3) 面会者は、病棟のナースステーションで看護師に声を掛け、看護師の案内に従い面会場所に向かう。
  - (4) 面会終了後は、看護師に面会が終了した旨を伝え、面会者用名札を総合案内または事務当直室へ返却する。
- 2 前項に関わらず、面会者が家族の場合であって家族用の入館許可証を所持している場合は、面会者用名札の代わりとすることができ、受付用紙の記入を省略することができるものとする。

(面会時の感染対策)

第 8 条 面会者は次の感染対策を実施するものとする。

- (1) 面会前後に手指衛生（手指消毒または石けんと流水による手洗い）を行うこと
  - (2) サージカルマスク（不織布マスク）を着用すること
- 2 前項に関わらず、患者の感染症の状況により、N95 マスク、ビニールエプロン、ゴーグル等の個人防護具の着用をお願いする場合がある。着脱方法については、病院職員の指示に従うものとする。

(面会者の遵守事項)

第 9 条 面会者は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 病棟内（デイルームを含む）で飲食をしてはならない
- (2) 大声での会話や他者の迷惑となる行為をしてはならない
- (3) 他患者の病室へ立ち入ってはならない
- (4) 写真・動画の撮影、音声の録音および当該データの SNS 等への投稿をしてはならない
- (5) 医療機器へ接触または操作してはならない
- (6) 生花・植物を持ち込んではいない

- (7) 食中毒防止のため、院外からの食物を持ち込んではいならない
  - (8) 酒気を帯びて面会してはいならない
  - (9) ペットを連れて面会してはいならない
  - (10) 病院職員の指示には従わなければならない
- 2 当院は、面会者が本規程に違反し、またはそのおそれがあると認めた場合、直ちにその面会を中止させることができる。

(面会の特例)

第10条 次の場合には時間外に面会を認めることがある。

- (1) 病状説明
- (2) 重症患者
- (3) 終末期
- (4) 医師が必要と判断した場合

(感染症流行時等の対応)

第11条 院内または地域において感染症の流行が認められた場合等は、患者の安全確保および院内感染防止の観点から、次の措置を講じることができる。

- (1) 面会人数の制限
  - (2) 面会時間の短縮
  - (3) 面会場所の制限
  - (4) 面会の一時的停止
- 2 前項の措置は、感染状況を踏まえ、院内感染対策室の判断により決定する。
- 3 病状説明、重症患者、終末期、医師が必要と判断した場合は個別に面会を認めることがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は令和8年6月1日から施行する。